

鴨川市職員定年前再任用実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第4号

鴨川市職員定年前再任用実施要綱の一部を改正する訓令

鴨川市職員定年前再任用実施要綱（令和5年鴨川市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「企画総務部長」を「総務担当参事」に改め、同条第3項中「企画総務部総務課」を「総務課」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。